平成２８年（フ）第２０号
愛媛県今治市小泉５丁目７番６号
債務者　吉田　穂束
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第１１３号
福岡県嘉麻市下臼井1172番地２
債務者　藤中　孝幸
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２２号
福岡県飯塚市平恒966番地14
債務者　江藤　一美
1　決定年月日時　平成28年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第７３号
大分市大字旦野原190番地（安東アパート206）
債務者　江藤　　徹
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８４号
大分市大字羽屋165番地（市営２Ａ１―15）
債務者　加藤　千鶴
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１号
大分市大字上戸次4787番地
債務者　首藤　理恵
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６４号
宮崎市村角町阿波2539番地、前住所宮崎市清武町正手１丁目79番地　パークマンション106号
債務者　橋本　潤二
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９７号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1384番地
債務者　深田　伸晃
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７号
宮崎県串間市大字西方8774番地８
債務者　森　　明夫
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第３４号
岩手県花巻市西宮野目第９地割164番地25、前住所北海道小樽市富岡２丁目21番15号　船見坂フラッツコーポ205
債務者　齊藤みさえ
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第３６号
岩手県花巻市台第３地割20番地17
債務者　阿部　陽俊
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１６３号
千葉県柏市布施835番地１　ペルソーナ２―Ｂ号
債務者　宇田川麻奈美（旧姓六反）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９３号
千葉県流山市南流山８丁目８番地の１
債務者　李末子こと　東　　末子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９４号
千葉県我孫子市湖北台９丁目５番３号（Ⅱ―104号）　ラフィナートⅡ
債務者　村山　真弓
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４６８号
名古屋市熱田区須賀町712番地（アキュラパークサイド須賀町604号）
債務者　中野　利夫
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５３号
神奈川県伊勢原市池端477番地の６　ネスト伊勢原206号
債務者　辰野　貴史
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２５４号
神奈川県伊勢原市池端477番地の６　ネスト伊勢原206号
債務者　辰野美智子（旧姓小沼）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部